

第 23 号

平成 30 年 11 月 20 日

東ト協 適正化事業部

## 運輸安全マネジメントが巡回指導項目に追加

平成 30 年 4 月 1 日、巡回指導の指針等の改訂が行われ（適正化だより第 19 号既報）、「運輸安全マネジメントの実施」が新たに巡回指導項目に追加されました。

しかしながら、平成 30 年度上半期における巡回指導実施結果（下表）によると、「運輸安全マネジメントの未実施」が、通常巡回指摘項目のワースト 3 の指摘率となっていました。

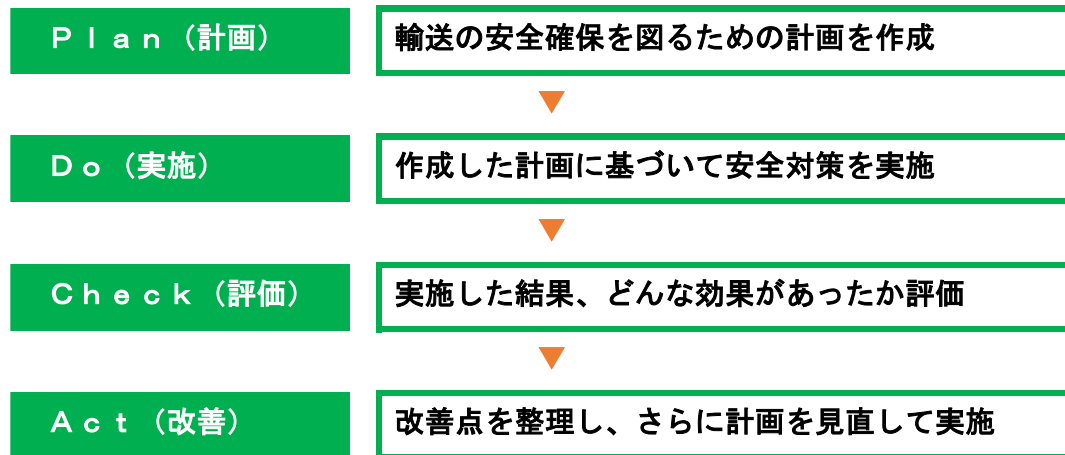
については事業者の皆様には、「運輸安全マネジメント」の作成・掲示を確実に行うようお願いいたします。

平成30年度上半期（平成30年4月～30年9月）	
○ 巡回件数	5 1 7 件
〔内 訳〕	
・ 通常巡回	3 8 2 件
・ 新規巡回	2 3 件
・ 個別指導	2 8 件
・ 行政処分後の改善状況の確認巡回	6 5 件
・ 労基通報巡回	1 9 件
○ 通常巡回指摘項目のワースト 5（指摘率）	
① 特定の運転者に対する特別な指導の未実施	26.5%
② 特定の運転者に対する適性診断の未受診	23.7%
③ 運輸安全マネジメントの未実施【今年度新設】	23.6%
④ 健康診断の未受診及び記録保存の不備	19.3%
⑤ 定期点検の未実施及び記録保存の不備	17.9%
※ 総指導件数（否の件数）8 8 0 件 <うちワースト 5 の計 3 4 2 件>	

### <運輸安全マネジメント>

- (1) 「運輸安全マネジメント」とは、毎年度具体的な取組方策を定め、P l a n（計画）→D o（実施）→C h e c k（評価）→A c t（改善）のPDCAサイクルを繰り返すことで、輸送の安全性を向上させるものです。

## PDCAサイクルで運輸安全マネジメントを推進



- (2) 運輸安全マネジメントの作成については、東ト協ホームページより「協会の取り組み」→「サービスの向上」→「適正化事業（Gマーク）」→「適正化だよりの掲載（バックナンバー）」の本号（第23号）内の下記URLをクリックしていただくと『運輸安全マネジメントの取り組みについて』のパンフレットがダウンロードできます。記載要領に基づいて、貴社にふさわしい運輸安全マネジメントを実施して下さい。

[http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/enzen/management\\_torikumi.pdf](http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/enzen/management_torikumi.pdf)

- (3) 従来は、巡回指導時に確認、口頭指導としていた「運輸安全マネジメント」が新たに指導項目となっています。巡回指導の際に「運輸安全マネジメント」が設定されていない場合や、作成した「運輸安全マネジメント」が営業所内またはホームページ上で掲示されていない場合は「否」と判定されます。

また、保有車両200両以上（被けん引車を除く。）の事業者は、「安全管理規定の設定・届出」「安全統括管理者の選任の届出」等が必要となり、これらが実施されていない場合も「否」と判定されます。

※平成30年4月1日付で輸送安全規則が改正され、対象事業者が保有車両300両以上から200両以上に変更されました。